

大阪府指定出資法人への人的関与のあり方に関する意見書

令和5年12月

大阪府指定出資法人評価等審議会

1 はじめに

大阪府指定出資法人への人的関与については、平成22年1月の大阪府戦略本部会議での決定以降、当審議会において、一定の期間（概ね3年間）ごとに人的関与の必要性について点検を実施してきたところ。

今般、府が今後10年を見据えた「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」を策定するにあたり明らかになった職員状況や、定年年齢の引上げによる影響も踏まえ、改めて、指定出資法人への人的関与のあり方について検討を行った。

会議の開催については、以下のとおりである。

【審議会開催状況】

第1回（令和5年11月14日）

○人的関与ポストの廃止について

第2回（令和5年11月21日）

○人的関与ポストの廃止について

第3回（令和5年12月5日）

○人的関与ポストの廃止について

（大阪府指定出資法人への人的関与のあり方に関する意見書（案））

■大阪府指定出資法人への人的関与（人的関与ポスト）の経緯等

<人的関与ポストについて>

○ 人的関与ポストとは、府の人的関与の必要性が認められた指定出資法人の役員ポストであり、法人の持つ公共的な使命等、役員に課せられた責務等を踏まえ、府が責任を持って府関係者（現職職員又は府OB）を推薦している。

<経緯>

○ 平成20年11月から平成21年12月にかけて、大阪府指定出資法人に関する専門家会議において、指定出資法人への人的関与のあり方について検討を実施。

※当該専門家会議において、法人の持つ公共的な使命や、経営状況の悪化により府民負担が増大することがないかなど法人が抱える課題や役員に課せられた責務を踏まえ、本当に府関係者が法人の役員に就任する必要があるのかどうか、府民の目線により、全ての法人の役員ポストごとにその必要性の検討が行われた。

○ 平成22年1月の大阪府戦略本部会議において、当該専門家会議の意見を踏まえ、法人の役員ポストのうち、府として人的な関与が必要なものを「人的関与ポスト」とし、府関係者（現職職員又は府OB）から適任者を推薦することを決定。

○ その後、概ね3年に1回、大阪府指定出資法人評価等審議会において、人的関与ポストについて点検を実施。

<人的関与ポストの推移>

H22年1月 （戦略本部会議）	H25年12月 （再点検）	H28年7月 （再点検）	R元年7月 （再点検）	R4年8月 （再点検）	R5年10月 現在
23法人 39ポスト	17法人 25ポスト	16法人 23ポスト	16法人 23ポスト	14法人 20ポスト	13法人 19ポスト

2 人的関与の見直し（人的関与ポストの廃止）について

大阪府指定出資法人への人的関与については、当審議会において、法人の持つ公共的な使命や、経営状況の悪化により府民負担が増大することがないかなど、法人が抱える課題や役員に課せられた責務を踏まえ、真に府関係者が法人の役員に就任する必要があるのかどうか、府民目線により必要性の検討を定期的に行ってきた。その結果、人的関与ポストは、平成 22 年 1 月の 23 法人 39 ポストから、現在 13 法人 19 ポストまで削減され、法人経営の自立化に向けた取組みについて、一定の成果が上がっていると考えられる。

一方、現在、府においては、今後 10 年を見据えた「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」の策定に取り組んでおり、その取組みの中で示された職員状況からは、今後、人的関与ポストを担える幹部職員の層が薄くなることが見受けられる。加えて、府職員の定年年齢の引上げにより従来 OB となっていた職員が庁内に留まることとなるため、これまでのように、府が幅広い選択肢（府関係者）から適任者を人選することが困難となる恐れがある。

法人経営の自立化等により人的関与ポストが徐々に削減されている状況や、人的関与ポスト廃止後においても必要な場合には、現職職員の派遣が可能なことも踏まえると、指定出資法人への人的関与を見直し、令和 6 年度末（令和 7 年 3 月末）をもって、人的関与ポストを廃止することについては一定の妥当性があると考ええる。

3 人的関与の見直し（人的関与ポストの廃止）後（令和 7 年度以降）の人的関与のあり方について

人的関与の見直し（人的関与ポストの廃止）後の指定出資法人の役員ポストの取扱いについては、現行の取扱い等も踏まえ、以下のとおりとするのが適当と考える。

（1）現職職員の派遣について

- 府の施策推進等の必要性から、人的関与の見直し（人的関与ポストの廃止）後においても、府が法人の役員に現職職員の派遣を行う場合は、審議会に意見を聴くものとする。
- 派遣している職員の引揚げを行う場合は、審議会に報告するものとする。

（2）現職派遣以外の役員を選任について

- 法人が役員を選任に際して、府 OB も役員候補者の選考対象に含めようとする場合は、公募手続きにより、その候補者を決定するものとする。（法人が府 OB を選考対象から除外する場合、公募手続きの義務付けはなく、選考方法は法人の判断による）
- ただし、以下の事由に該当する場合、法人は公募の手続きによらず府 OB を役員候補者に決定することができるものとする。

<公募の例外事由>

- ① 公募を実施することが困難であることについて合理的な理由があり、府 OB を役員に就任させる必要があるとき
- ② 公募を実施したが応募がない場合で、府 OB を就任させることについて、客観的に合理的な理由があるとき
- ③ 役員欠員その他緊急やむを得ない事情により、府 OB を暫定的に就任させるとき

- 法人が、例外規定に基づき、公募によらず府 OB を選任する場合は、府と協議を行うこととする。
 - ・ 例外事由①に該当する場合で、協議の結果、府が同意しようとするときは、審議会に意見を聴くものとする。
 - ・ 例外事由②～③に該当する場合で、協議の結果、府が同意したときは、審議会に報告するものとする。

人的関与ポスト一覧

(令和5年10月現在)

法人名	役員名称	現就任者	現任期終了 (法人任期)	定款上 の任期
(公財) 大阪国際平和センター	業務執行理事	府 OB	R6.6	2年
(公財) 大阪府国際交流財団	常務理事	現職職員	R7.6	2年
(株) 大阪国際会議場	専務取締役	府 OB	R6 定時 株主総会	2年
(公財) 大阪産業局	常務理事	現職職員	R7.6	2年
(公財) 千里ライフサイエンス振興財団	専務理事	府 OB	R7.6	2年
大阪信用保証協会	常務理事	府 OB	R7.3	3年
(公財) 西成労働福祉センター	代表理事 ※非常勤	府 OB	R7.6	2年
	業務執行理事	現職職員	R7.6	2年
(一財) 大阪府みどり公社	理事長	府 OB	R6.6	2年
(公財) 大阪府都市整備推進センター	理事長	府 OB	R6.6	2年
	常務理事	現職職員	R6.6	2年
	常務理事	現職職員	R7.6	2年
大阪府道路公社	理事長	府 OB	R8.6	3年
大阪モノレール(株)	代表取締役社長	現職職員	R7 定時 株主総会	2年
	代表取締役専務	府 OB	R7 定時 株主総会	2年
大阪府土地開発公社	理事長	府 OB	R7.3	3年
	常務理事	府 OB	R7.3	3年
大阪府住宅供給公社	理事長	府 OB	R8.3	3年
	副理事長	現職職員	R7.3	3年

大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

氏 名	職 名	備考
新生 雅則	F&Link 株式会社 公認会計士	—
上野山 達哉	大阪公立大学大学院経営学研究科・商学部 教授	会長
小沢 貴史	大阪公立大学大学院経営学研究科グローバルビジネス専攻 教授	—
川崎 ますみ	オフィス・リオ 中小企業診断士	—
村井 恵美	恵み法律事務所 弁護士	—
山口 朋子	株式会社コングレ 監査役	—
山田 美智子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員	—

(五十音順・敬称略)